

環境審査顧問会風力部会（書面審議）

議事録

1. 日 時：令和3年4月23日（金）～令和3年4月27日（火）
2. 審議者
河野部会長、阿部顧問、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、近藤顧問、水鳥顧問、山本顧問
3. 議 題
(1) 環境影響評価方法書の審査について
① 電源開発株式会社 度会・南伊勢風力発電所建設計画
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、三重県知事意見の書面審議
4. 審議概要
(1) 電源開発株式会社「度会・南伊勢風力発電所建設計画」に対して、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、三重県知事意見について、顧問から意見等があり、事業者が回答した。
5. 審議
(1) 電源開発株式会社「度会・南伊勢風力発電所建設計画」に対して、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、三重県知事意見について、以下のとおり、顧問から意見等があり、事業者が回答した。

<方法書関連>

- 顧問 方法書 p. 6、p. 7、対象事業実施区域の拡大図に対応した改変予定区域を提示願います。補足説明資料の図 2-1 の拡大図面を提示願います。
- 事業者 補足説明資料 2-1 の拡大図は補足説明資料 19 にお示しいたします。
改変予定区域は補足説明資料 19 の「風力発電機設置想定範囲」及び「風力発電機搬入路、管理用道路（検討中）」で示した範囲内を想定しています。
- 顧問 方法書 p. 10、風力発電機の諸元が表に提示されていますが、範囲で示されている項目がありますが、検討されている機種毎に諸元を提示願います。
- 事業者 現時点で最も導入の可能性の高い風車機種種の諸元を補足説明資料 20 にお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 14、伐採木の処理方法を説明願います。
- 事業者 伐採木は産業廃棄物処理します。
- 顧問 調査点の配置の妥当性等の議論に影響しますので、残土処理場を設ける予定があるのであれば概略の位置、規模等について説明願います。
- 事業者 残土処理場の候補地及び掘削量（残土量）の想定を補足説明資料 13 にお示しいたします。

- 顧問 方法書 p. 81～、現存植生図について調査年度を追記願います。また、植生自然度についても図を追加提示願います。
- 事業者 現存植生図は第 6 回調査（1999～2005 年）及び第 7 回調査（2005～2012 年）に基づき作成されたものです。また、植生自然度に関する図面を補足説明資料 21 にお示しいたします。準備書においては、調査年度及び植生自然度に関する図面を記載するようにいたします。
- 顧問 方法書 p. 98、調査年度を追記願います。また、改変予定区域と植生自然度との位置関係を拡大図面で提示願います。
- 事業者 現存植生図は第 6 回調査（1999～2005 年）及び第 7 回調査（2005～2012 年）に基づき作成されたものです。
- 現段階では改変予定区域の詳細が決まっておらずお示しできないため、準備書においてお示しするようにします。
- 植生自然度 9 以上の拡大図面を補足説明資料 22 にお示しいたします。準備書においては、調査年度及び拡大図面を記載するようにいたします。
- 顧問 方法書 p. 102、対象事業実施区域内に位置する眺望点 4 及び 17 と風車設置予定地点との関係を拡大図面で提示願います。
- 事業者 拡大図面を補足説明資料 23 にお示しいたします。また、準備書においては、拡大図を掲載いたします。
- 顧問 方法書 p. 104、登山道と風車設置予定位置及び改変予定区域との関係を拡大図面で提示願います。
- 事業者 現段階では改変予定区域の詳細が決まっておらずお示しできないため、準備書においてお示しするようにします。
- 拡大図面を補足説明資料 24 にお示しいたします。また、準備書においては、拡大図を掲載いたします。
- 顧問 方法書 p. 212、指針値について、具体的に記載願います。
- 事業者 「風力発電所環境影響評価のポイントと参考事例」（平成 25 年 6 月、環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室）では、次のとおり海外のガイドラインで定められている風車の影の暴露時間に関する指針値について記載されています。
- ・実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと
 - ・実際の気象条件等を考慮する場合で、年間 8 時間を超えないこと
 - ・実際の気象条件を考慮する場合で、年間 10 時間を超えないこと
 - ・年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと
 - ・年間 30 時間を超えないこと
- 準備書においては、そのことが分かるように補足説明資料 25 のとおり、記載を改めます。

- 顧問 方法書 p. 216、捕獲調査：種の判定根拠となるよう、種名、性別、体調、個体数等を記録する
⇒記載を見直してください。種名や個体数が種の判定根拠でしょうか。
- 事業者 ご指摘に従い記載を見直します。例えば、「捕獲した個体の、種名、性別、体長、個体数等を記録する。」のように修正予定です。
- 顧問 方法書 p. 216、捕獲調査のトラップ間隔を説明願います。
- 事業者 哺乳類の捕獲調査は、哺乳類相を把握するための定性調査となりますが、トラップは現場の状況を確認しつつ概ね 5～10m 間隔での設置を想定しております。準備書においては、そのことが分かるように補足説明資料 26 のとおり、記載を改めます。
- 顧問 方法書 p. 216、定点観察の時間が 1 回 15 分を 2 回では少ないと考えます。定量性を担保するために 15 分 2 回×3 回以上の繰り返し調査の実施、調査点の追加が必要と考えます。
- 事業者 ※環境類型区分については補足説明資料 4 にお示しのとおり、修正させていただきました。
風力発電機設置想定範囲のうち、常緑針葉樹林については面積が狭いため 1 地点ですが、大部分を占める常緑広葉樹林・植林地につきましては、6 回（15 分間×2 回×3 地点）の調査を実施する計画としております。
なお、本事業においては現時点では風力発電機の詳細な設置位置は未定であることから、環境類型区分毎に影響の程度を調査し、風力発電機設置位置の類型に応じて、影響の予測及び評価を実施することを計画しています。
- 顧問 方法書 p. 218、調査地点の環境類型区分を明確に説明願います。どの植生タイプをまとめたのかわかりません。現存植生図を参照すると常緑広葉樹林もあると考えますが、スギ・ヒノキの植林地も常緑針葉樹林の区分になると考えますので、植林地の定義についても明確にさせていただきたいと考えます。常緑針葉樹林の調査点を 1 点にしている理由を説明願います。生態系における調査点と環境類型区分を統一する必要がある、また他の区分との比較をするに際し、定量性を担保するために調査点はそれぞれ 3 か所以上設ける必要があると考えます。
- 事業者 環境類型区分については補足説明資料 4 にお示しするとおり、修正させていただきます。調査地点の類型区分のうち、「落葉広葉樹林」と「常緑広葉樹林」を入れ替えております。
植林地には人工林を整理したため、スギ・ヒノキ・サワラ植林を植林地としております。準備書におきましては、「常緑針葉樹林（天然林）」、「常緑針葉樹林（人工林）」と、記載を改めます。
調査地点数については、対象事業実施区域内の面積比を踏まえ設定しております。そのため、面積が狭い常緑針葉樹林・落葉広葉樹林については地点数を少なく、大部分を占める常緑広葉樹林・植林地につきましては地点数を多く設定しております。

○顧問 方法書 p. 224、p. 225、渡り鳥調査地点、猛禽類調査地点として西側に調査点の追加が必要と考えますので、調査点を設けない理由を説明願います。

○事業者 渡り鳥調査については、風力発電機設置想定範囲は樹林地であり、必ずしも上空の視野が得られない状況です。そのため、渡りの方向に直行するように調査地点を設け、風力発電機設置想定範囲を複数のエリアに分け、エリアごとの調査結果から影響を予測する予定です。このような方法は、本事業地のように尾根上において十分な視界を得ることができない風力発電事業の環境影響評価において、これまでも広く行われている手法であり、本事業地においても適切に予測・評価が可能であると認識しています。準備書においては、そのことが分かるように補足説明資料 8 のとおり、記載を改めます。

猛禽類調査地点については、先行して実施している鳥類（希少猛禽類）の定点調査の中で作成した、詳細な視野図を補足説明資料 27 にお示しいたします。視野図でお示しするとおり、風力発電機設置想定範囲西側は RP04, 05, 07 の視野範囲に含まれております。準備書においては、視野図を掲載いたします。

○顧問 方法書 p. 229、植物相及び植生調査に際し、改変が想定される区域を網羅するように踏査及び植生調査を実施願います。また、土捨て場を設置する場合についても植生調査の対象地点に加えてください。

○事業者 植物相及び植生調査においては、改変が想定される範囲を網羅するように調査に努めます。また、土捨て場を設置する場合は植生調査の調査地点といたします。

○顧問 方法書 p. 233、餌資源量調査においてフィールドサイン調査の結果についてどのように餌量に変換するのか説明が必要と考えます。定量的な捕獲調査の結果は活用しないのでしょうか。また、当該地域におけるクマタカの主要な餌種、構成種の割合、季節変化等についての確認も必要と考えます。

○事業者 クマタカの餌資源調査（小型・中型哺乳類）に活用するのは、正しくは捕獲調査でした。失礼いたしました。準備書におきましては、修正いたします。また、営巣木を確認した場合は、食性調査の実施を検討いたします。

なお、No. 28 のご指摘を踏まえ、当該地域のクマタカの食性について専門家等へのヒアリングを実施いたします。ヒアリングの結果を踏まえ、調査計画を検討いたします。

○顧問 方法書 p. 233、カラ類の餌量調査について定量性を担保するために類型区分毎に 3 地点以上の調査点を確保する必要があると考えます。

○事業者 ※環境類型区分については補足説明資料 4 にお示しのとおり、修正させていただきました。

対象事業実施区域のうち、常緑針葉樹林・落葉広葉樹林については面積が狭いため 2 地点ですが、大部分を占める常緑広葉樹林・植林地につきましては 3 地点の調査を実施する計画としております。

- 顧問 方法書 p. 234、植生の改変率・餌量の変化率を主要な判断根拠にすると影響は小さいとなることは予め想定されますので、営巣地点、採餌場所と風車あるいは改変区域との離隔距離、高度利用域、営巣中心域についても考慮して影響予測評価を実施願います。
- 事業者 準備書作成時には営巣地点、採餌場所と風力発電機或いは改変区域との離隔距離、高度利用域、営巣中心域等についても考慮して影響予測評価を実施いたします。
- 顧問 方法書 p. 242、調査ルート OR02 及び OR04 については対象事業実施区域内を通過していますので、工事中のみならず稼働後についても予測評価が必要と考えます。なお、調査項目・内容について具体的に記載・説明する必要があると考えます。
- 事業者 p. 183 に記載のとおり、人と自然との触れ合いの活動の場については、地形改変及び施設の存在についても予測及び評価の対象としており、p. 242 の「9 予測対象時期等」においても、「発電所の建物等が完成した時点」としています。
- 顧問 方法書 p. 244、改変計画、盛土・切土量それに伴う残土量の見込みが提示されていないので具体的なイメージがわかりません。また、土捨て場に係る記載・説明も必要と考えます。
- 事業者 改変面積及び掘削量（残土量）の想定を別添資料にお示しいたします。
- 顧問 改変面積の大小、それに伴う餌量の変化率での予測評価では調査対象面積に対して改変面積は小さいので、影響は小さいという結論は容易に想定できます。一方、改変や風車が稼働することによる空間構造の変化、稼働体に対する注目種の反応、常在する風車騒音等に対する反応について、事後調査で定量的に把握した調査結果は事業者サイドから報告されていないことから影響予測結果には不確実性があると考え、事後調査を実施して確認する必要があると考えます。従って、方法書段階の調査計画においても事後調査の実施を念頭に置いた調査計画の策定が必要と考えます。
- 事業者 対象事業実施区域や調査対象範囲の面積に対する改変面積の変化率で予測を行うことは、対象事業実施区域や調査対象範囲を不当に大きくすることで影響の程度を小さく見せることが可能となってしまう、正しい影響の予測はできなくなるものと認識しています。

一方で、事後調査は予測の不確実性に依じて実施するものであり、事後調査を前提とした調査計画や環境保全措置を検討することは、事業者の姿勢として相応しくないものと考えます。

昨今、環境省や経済産業省において、既設の風力発電所における動物等への影響についての調査が行われていると認識しています。予測及び評価においては、そのような最新の知見についても踏まえる所存です。また、そのような調査のフィールドとして事業者の風力発電所の提供依頼があった場合には、国内にて多くの風力発電事業を手掛けている事業者として、可能な限りご協力をさせていただきたいと考えております。

- 顧問 方法書 p. 5、対象事業実施区域に発電設備の配置案が示されていますが、工事・管理用道路については図示されていません。補足説明資料で検討中の案が示されていますが、概略的なルートで工事の内容が不明であるため、方法書の段階で事業の影響の詳細が分かりません。
- 事業者 補足説明資料 2 でお示しした風力発電機搬入路及び管理用道路は、あくまでも現時点でのルート案となります。詳細なルートや工事の内容については今後の航空測量や地権者との協議も踏まえ、計画を確定してまいります。ご指摘のとおり、方法書段階では事業の影響の詳細は不明です。そのため、改変の可能性のある範囲を対象事業実施区域として設定し、その範囲を対象に現地調査を実施することで、今後詳細が確定する事業計画についても適切に予測評価ができると考えております。準備書においては、詳細な工事計画を記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 8、空中写真を見る限り、対象事業実施区域内における既設の道路は判読できませんが、道路に関しては全て新設工事と考えてよろしいでしょうか。
- 事業者 道路については、風力発電機の位置は計画中であり、確定後に風力発電機を結ぶ道路を計画する予定です。林道など一部既存道路が存在するため、全て新設工事とせず、改変区域を低減するため、これらを最大限利用する計画です。
- 顧問 方法書 p. 66、赤枠線はコウモリ分布（ハイリスク種）となっていますが、対象事業実施区域も赤枠線となっています。対象事業実施区域にハイリスクなコウモリが分布しているように読み取れます。
- 事業者 分かりにくい表記となっております失礼いたしました。準備書においては、当該図の対象事業実施区域は黒枠線等、赤枠線以外といたします。なお、当該図の出典によると、対象事業実施区域にはコウモリ類のハイリスク種は分布しておりません。
- 顧問 方法書 p. 82、概略的な事業計画では、西側に残存する自然林のまとまりの一部に重なっていますが、工事に関しては自然林への影響を可能な限り小さくするような配慮が必要と考えます。
- 事業者 現地調査及び予測結果を踏まえ、西側に残存する自然林のまとまりを含め、環境影響を事業者の実現可能な範囲で小さくする工事計画を検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 94、食物連鎖図における基盤環境と生産者が区分図とは異なり 2 区分しかありません。予備調査もされているようですので、もう少し詳細な区分はできませんか。
- 事業者 準備書においては、現地調査結果を踏まえた詳細な食物連鎖模式図を記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 114、保安林に関しては、国土数値情報を図示するだけでなく、保安林の種類別の指定目的もきちんと調べて図書に掲載するようにしてください。森林簿に示されている保安林を森林計画図と照合したもので構わないと思います。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/62200015188.htm>)

- 事業者 森林簿について三重県に問い合わせたところ、保安林の種別の指定状況は地番情報に基づき管理しており、照会するためには先ず地番の特定が必要となります。現在、対象事業実施区域内の地番の特定作業を進めておりますが、当該地域は国土調査が未実施で、公図が混乱しております。また、森林簿に記載されている「森林の所在の地番」は個人情報の観点から非開示となっており、現時点でお示しできるものが無い状況です。今後の調べの状況に応じて、準備書において可能な限り情報を示すように努めます。
- 顧問 方法書 p. 224、渡り鳥調査の地点数が4点しかなく、視野図が示されていませんが、渡りの実態はカバーできるでしょうか。
- 事業者 風力発電機設置想定範囲は樹林地であり、必ずしも上空の視野が得られない状況です。そのため、渡りの方向に直行するように調査地点を設け、風力発電機設置想定範囲を複数のエリアに分け、エリアごとの調査結果から影響を予測する予定です。このような方法は、本事業地のように尾根上において十分な視界を得ることができない風力発電事業の環境影響評価において、これまでも広く行われている手法であり、本事業地においても適切に予測・評価が可能であると認識しています。準備書においては、そのことが分かるように補足説明資料8のとおり、記載を改めます。
- 顧問 方法書 p. 232、典型性の選定に関して、カラ類以外の鳥類が比較されていません。他の鳥類も比較すべきではないでしょうか。
- 事業者 典型性注目種について、方法書 P94 に示した食物連鎖図を踏まえ、ヒヨドリ、メジロを注目種候補に加え、改めてカラ類を選定いたしました。選定理由を補足説明資料9にお示しいたします。準備書においては、ヒヨドリ、メジロを加えた記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 233、p. 236、カラ類の調査で行動圏調査となっておりますが、図面を見るとルートセンサスのようにも見えます。どのような内容の調査か詳細を記述するようにしてください。
- 事業者 カラ類の行動圏調査の内容は、繁殖期に調査ルートを4回繰り返し調査し、囀りが確認された地点を繰り返し地図上に記録することにより、調査ルート周辺の対象種のなわばりの把握に努めることを想定しております。ご指摘のとおり、「行動圏調査」では内容が推察しにくいことから、準備書においては、調査手法の表記を「テリトリーマッピング」に修正いたします。
- 顧問 方法書 p. 240、視野角[°]を基準に計画調査点を8.6kmの範囲に限定しているようですが、東側にある志摩地域は眺望景観上重要な地域です。調査を行わなくて問題ないでしょうか。この地域の観光スポットから見えないことが明示できるのであれば、そのことを記載すべきです。
- 事業者 景観の調査地域は、風力発電機が「景観的に気にならない」（「景観対策ガイドライン（案）」（1981年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会））とされる視野角1

度以上となる可能性のある範囲として、風力発電機設置想定範囲から 8.6km の範囲としております。志摩地域からも風力発電機が視野角 1 度未満で見える可能性はありますが、上記の考え方にに基づき、調査地域に含めておりません。

なお、志摩地域の主要な眺望点の 1 つである横山展望台では、視野角は 0.4 度となります。また、主要な眺望方向は英虞湾であることから、影響は小さいと考えております。住民等から問い合わせがあった場合には、このことを丁寧に説明させていただきます。

- 顧問 方法書 p. 56、魚類の調査について、先行調査で国の天然記念物が確認されていますが、魚類調査において本種に関して特に配慮する必要はありませんか。
- 事業者 国の天然記念物であるネコギギは基本的に流れの緩い淵や平瀬を好むことから、類似する環境で調査を実施する際には留意いたします。また、調査にあたっては史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等、必要な手続きを実施いたします。
- 顧問 方法書 p. 60、両生類の種名について、日本産爬虫両生類標準和名リスト（2020 年 11 月 16 日版）によれば、ブチサンショウウオではなく、コガタブチサンショウウオではありませんか。
- 事業者 日本産爬虫両生類標準和名リスト（2020 年 11 月 16 日版）では、「コガタブチサンショウウオ *Hynobius stejnegeri*」と「ブチサンショウウオ *Hynobius naevius*」のいずれも記載がございます。なお、ブチサンショウウオの確認記録（度会山地）の出典は「三重の生物」（平成 6 年、三重生物教育会）になり、出典では「ブチサンショウウオ *Hynobius naevius*」と記載されております。
- 顧問 方法書 p. 64、陸産貝類について、三重県レッドデータブック 2015 に陸産貝類についても記載がありますので、専門家へのヒアリング等により対象事業実施区域における重要種の生息可能性を確認し、必要に応じて調査対象に加えてははいかがでしょうか。
- 事業者 「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 3 月改訂、経済産業省）によると、動物の調査すべき情報として「動物相は哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況を調査する」と記載がありますので、基本的にはこの項目について調査を行う予定です。
- 顧問 方法書 p. 64、陸産貝類について、「発電所に係る環境影響評価の手引」の「調査すべき情報」（p. 504）には御回答の「イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況」に加えて「ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況」とあり、その解説の中には「レッドリスト」、「レッドデータブック」（環境省、地方公共団体）に取り上げられているもの、とあります。私の理解不足かもしれませんが、手引きの記載は、三重県レッドデータブックにも取り上げられている陸産貝類を調査対象としない根拠にはならないのではないのでしょうか。

- 事業者 これまでの事例からも、必ずしもレッドデータが整備されているすべての分類群を環境影響評価において扱う必要があるとは認識しておりませんが、ご指摘を踏まえて陸産貝類の調査実施について検討します。
- 顧問 方法書 p. 66、凡例のコウモリ分布（ハイリスク種）の色分けが、図中の対象事業実施区域と紛らわしいので、変えた方がいいでしょう。
- 事業者 分かりにくい表記となっております。準備書においては、当該図の対象事業実施区域は黒枠線等、赤枠線以外といたします。なお、当該図の出典によると、対象事業実施区域にはコウモリ類のハイリスク種は分布しておりません。
- 顧問 方法書 p. 218、コウモリの音声モニタリング調査地点が、対象事業実施区域の東端の1点だけになっていますが、樹高棒を用いるなどして、中央部や西部の地点などで地点数を増やした方がいいのではないかと思います。
- 事業者 コウモリ類の調査について専門家へのヒアリングを実施し、対象事業実施区域西側での調査地点の追加や調査手法を検討します。
- 顧問 方法書 p. 223、一般鳥類の空間利用調査のための定点は、なるべく風車設置場所に置いた方が、より適切な影響予測がしやすいのではないかと思います。
- 事業者 現在の調査計画は、環境類型区分毎に設定しております。現時点では風力発電機の設置位置は想定であり、その詳細な位置は決まっておりますが、環境類型区分毎に設定する調査地点につきましては、現地の視野状況を踏まえ、可能な限り風力発電機設置位置に調査地点を設定するように検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 233、クマタカの餌資源として、小型・中型哺乳類、爬虫類を挙げていますが、現地で具体的に確認されたのでしょうか。中型・大型鳥類（ヤマドリなど）についても考慮すべきではないか、と思います。
- 事業者 クマタカの餌資源について、現地で具体的に確認したものではありません。ご指摘を踏まえ、当該地域のクマタカの食性について専門家等へのヒアリングを実施いたします。また、ヒアリングの結果を踏まえ、調査計画を検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 64、表 3.1-44 に陸産貝類の重要種がリストアップされており、対象事業実施区域に生息する可能性があると思いますが、陸産貝類に関する調査計画が立てられていないように思います。どのようにお考えでしょうか、私の見落としでしょうか。
- 事業者 「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年3月改訂、経済産業省）によると、動物の調査すべき情報として「動物相は哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況を調査する。」と記載がありますので、基本的にはこの項目について調査を行う予定です。
- 顧問 方法書 p. 64、陸産貝類重要種の調査についての質問に対し、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年3月改訂、経済産業省）によると、動物の調査すべき情報として「動物相は哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況を調

査する。」となっており、陸産貝類は対象になっていないので調査はやらないというご回答ですが、この回答は杓子定規な不誠実なご対応と言わざるを得ません。上記の対象でなくても、改変区域内に重要種が生息していれば当然のことながら保護措置が必要になりますので、重要種が生息する可能性があれば調査が必要と考えます。ご再考ください。

- 事業者 ご指摘を踏まえて、陸産貝類の調査実施について検討します。
- 顧問 方法書 p. 9、写真の撮影時期はいつでしょうか。
- 事業者 撮影日は全て 2020 年 9 月 12 日になります。準備書においては、撮影日を記載するようにいたします。
- 顧問 方法書 p. 12、補足説明資料 3、通常方法書にも大型機材の陸揚げ地点からの輸送予定ルートは、記載していただいていると思いますので、予定ルートを示してください。また、コンクリートミキサー車等の主要な工事車両の動く範囲がわかる図も示してください。ブレード等の大型機材の輸送については、ルート途中での積み替えを予定しているのでしょうか。積み替えをする場合には周辺民家から離隔をとるようにお願いします。おおむね 100m 以内に民家等がある場合には窒素酸化物の短期評価を検討してください。
- 事業者 風車の陸揚げ地点は松阪港を想定しております。松阪港から計画区域までの予定ルートは検討中ですが、県道伊勢南島線を経由して、計画区域に運搬する計画をしております。
- 顧問 方法書 p. 12、補足説明資料 3、大型機材の輸送ルートについては図も示していただくようお願いいたします。輸送ルートに関連する審査（騒音・振動、人触れ等）ができないのではないのでしょうか。
- 事業者 風車の陸揚げ地点及び大型機材の輸送ルートを補足説明資料 28 にお示しいたします。
また、積替場の予定位置も補足説明資料 28 にお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 18、表 3. 1-2(2)に最高気温の平均、最低気温の平均と記載されていますが、それぞれ日最高気温の平均、日最低気温の平均ではないのでしょうか。気象庁ホームページにはそう記載されていると思います。そうしないとどのくらいの期間の最高・最低気温なのか明確でなくなります。
- 事業者 ご指摘のとおり、正しくは「日最高気温の平均」、「日最低気温の平均」でした。失礼いたしました。準備書においては、修正するようにいたします。
- 顧問 方法書 p. 180、(2)主な地域特性 (a)大気環境については、第 3 章に記載のある気象の状況と大気質の状況についても記載をしておいた方がよいのではないのでしょうか。
- 事業者 準備書においては、気象の状況及び大気質の状況について記載するようにいたします。

- 顧問 方法書 p. 237、景観の 2. 調査の基本的な手法について「資料調査（現地調査）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う」で収集する情報とは具体的に何でしょうか。
- 事業者 資料調査においては、主要な眺望点の分布、概況及び景観資源の分布を整理いたします。また、現地調査においては、主要な眺望点及び日常的な視点場について現地踏査、写真撮影を行い、眺望状況を整理いたします。準備書においては、そのことが分かるように補足説明資料 11 のとおり、記載を改めます。
- 顧問 方法書 p. 241、人触れ項目について上記の景観と同じ質問です。
- 事業者 資料調査においては、人と自然との触れ合いの活動の場の分布、概況を整理いたします。また、現地調査においては、人と自然との触れ合いの活動の場について現地踏査を行い、利用状況を整理いたします。準備書においては、そのことが分かるように補足説明資料 12 のとおり、記載を改めます。
- 顧問 方法書 p. 237、p. 241、準備書時には収集する情報の属性までは示された方がよいと思います。一般的な手法なのかどうかよくわかりません。
- 事業者 ご指摘いただきましたとおり、準備書においては、収集した情報の属性も記載するようにいたします。
- 顧問 事業による環境改変の提示について、造成による地形改変・植生改変・水系改変の予測ができておらず、方法書として、環境影響評価の方法として妥当かどうか（例えば、各種観測地点の数と地点など）判断ができません。方法書として未完成かつ不完全です。
- 造成計画が未定だとしても、仮説として一つの前提を置かなければ、今後の環境影響の低減が評価できません。
- 準備書において明らかにすれば良いというレベルに至っておりませんので、今回方法書の審査をいたしません。
- 事業者 現段階では造成計画の詳細は検討途上であるため、補足説明資料 2 でお示ししている風力発電機設置位置及び風力発電機搬入路、管理用道路を仮の計画として位置付けております。この仮の計画について、地形改変、植生改変、水系改変等による影響を適切に予測・評価できるように、環境類型区分を踏まえ代表的な環境に調査地点を設定する等、調査計画を立てております。
- なお、補足説明資料 2 にお示ししている風力発電機搬入路、管理用道路は安藤建設株式会社の方法書(事業名「度会・南伊勢風力発電所建設計画」、平成 24 年 11 月 30 日経済産業大臣勧告(経過措置))の計画をベースとしたものです。搬入路を含む造成計画については、現在実施中の測量成果も踏まえ、今後、詳細な設計を行うこととしております。
- 補足説明資料 2 にお示しした仮の計画についての改変面積の想定を別添資料にお示しいたします。

なお、伐採木は産業廃棄物処理します。

- 顧問 方法書 p. 13、準備書においては、土捨場や道路整備工事に係る雨水排水対策や濁りの影響評価についても具体的に記載してください。
- 事業者 準備書においては、土捨場や道路整備工事に係る雨水排水対策や水の濁りの影響評価についても具体的に記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 41、沢筋の所在は濁水到達推定結果の評価に大きく影響しますので、現地調査において地元ヒアリングを含め、沢筋の調査をしっかりと実施していただきたい。GIS を用いた沢筋の抽出検討を実施している地点もあります。このような解析も現地調査に役立つものと考えますので、ご検討いただきたい。
- 事業者 沢筋については GIS 等の机上検討で行うことを基本的手法とし、地元ヒアリング等を通じて補足する予定です。
- 顧問 方法書 p. 209、最近の気象状況を踏まえ、日常的な降水時だけでなく、集中豪雨的な強雨時の場合についても予測・評価を実施してください。
- 事業者 地域の気象状況を踏まえ、強雨時の予測、評価を行います。
- 顧問 方法書 p. 10、変電所について、現時点で変電所の設置場所がある程度決まっているならばその位置を地図上で示し、変電所の近傍に住居がないかどうかをチェック願います。
- 事業者 変電所の設置場所の候補地を補足説明資料 14 にお示しいたします。最寄りの住居は南中村地区で、北東約 1.7km に位置しています。
- 顧問 方法書 p. 12、建設工事用機械について、建設工事に使用する工事用機械のリストは最低限示してもらいたい。
- 事業者 建設工事に使用する主要な工事用機械リストを補足説明資料 15 にお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 12、工事における樹木伐採について、工事計画の中には樹木伐採は含まれていないようだが、樹木の伐採は行わないのか、もし、伐採を行うとすれば、その伐採量や伐採木の処理方法について説明願います。
- 事業者 改変面積の想定を別添資料にお示しいたします。
なお、伐採木は産業廃棄物処理します。
- 顧問 方法書 p. 12、交通に関する事項について、工事用資材の運搬ルートは、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲を知る上で重要な情報ですので、地図上でそのルートを示してください。この時、主な工事用資材搬出の起点となるコンクリート供給基地の位置、及び一日あたりのコンクリートミキサー車の走行台数はどの程度となるかを説明願います。
- 事業者 現時点で想定しているコンクリート供給基地の位置を補足説明資料 29 にお示しいたします。

- 顧問 方法書 p. 121、道路の種類について、主要な道路（表 3. 2-13）のうち、一般国道以外の路線の道路の種類を記載願います。
- 事業者 主要な道路のうち、伊勢南島線は一般都道府県、度会大宮線、阿曾浦港線、度会南勢線は主要地方道です。準備書においては、そのことが分かるように補足説明資料 16 のとおり、記載を改めます。
- 顧問 方法書 p. 170、p. 171、その他事項について、「対象事業実施区域及びその周囲における稼働中及び計画中の風力発電所の状況」は、p. 14 及び p. 15 の「(e) 稼働中及び計画中の風力発電所状況について」の記載の内容と重複しているように思えるが、違いは。
- 事業者 記載内容に違いはございません。分かりにくい記載となっており失礼いたしました。準備書においては、「3. 2. 9 (1) 対象事業実施区域及びその周囲における稼働中及び計画中の風力発電所の状況」（p. 170、p. 171）の記載を削除いたします。
- 顧問 方法書 p. 198、p. 202、騒音等の調査地点と風力発電機の距離について、環境騒音（建設機械・施設稼働）調査地点と最近接風力発電機の距離を図に記入すること。
- 事業者 環境騒音（建設機械・施設稼働）調査地点と最近接風力発電機位置（案）の距離を記載した図を補足説明資料 17 にお示しいたします。準備書においては、距離を図中に記載するようにいたします。
- 顧問 方法書 p. 202、有効風速範囲の調査位置について、有効風速範囲を算定するための風況観測の位置を地図上に示してください。
また、風況観測地点の地盤高と、複数の風車設置予定位置の地盤高の範囲を示してください（風況観測地点の代表性を確認するため）。
- 事業者 風況観測地点位置及び風況観測地点、風力発電機設置位置（案）の地盤高を補足説明資料 18 にお示しいたします。風力発電機設置位置（案）の地盤高の範囲は 481～702m です。準備書においては、風況観測地点位置及び風況観測地点、風力発電機設置位置（案）の地盤高が分かるように記載いたします。

<補足説明資料関連>

- 顧問 補足説明資料 2、工事に係る掘削量について記載がありますが、これはどのように処分するのでしょうか。対象事業実施区域外に搬出する可能性があるのでしょうか。
- 事業者 基本的な考え方としては、対象事業実施区域内で切土量、盛土量のバランスを取ることで残土の量を少なくする方針ですが、工事に係る掘削で残土が発生する場合は対象事業実施区域内に残土処理場を設け場内処理を予定しています。対象事業実施区域内で残土を処理し切れない場合は、対象事業実施区域外に搬出することになります。残土処理場の候補地を補足説明資料 13 にお示しいたします。
- 顧問 補足説明資料 2、場外搬出がある場合にはそのルートや交通量の記載を準備書に願います。

○事業者 残土の場外搬出がある場合は、準備書において、そのルートや交通量を記載いたします。

<その他関連>

○顧問 準備書作成時、残留騒音とハブ高さにおける風速の関係について、残留騒音の地域性や季節性などを把握するため、調査地点ごとに残留騒音とハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理してもらいたい。さらに、ハブ高風速と残留騒音の関連性の有無（回帰式など）などを考察してもらいたい。

○事業者 準備書作成時には残留騒音とハブ高さの推定風速について整理し、その関連性を考察するようにいたします。

○顧問 準備書作成時、風車稼働時の風車騒音寄与値と風況の関係、残留騒音との関係について、風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、現況の残留騒音算定値及びそれから算定される指針値との関係図を整理してください。

○事業者 準備書作成時には風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、現況の残留騒音算定値及びそれから算定される指針値との関係性を考察するようにいたします。

○顧問 準備書作成時、G特性音圧レベルと風速の関係について、G特性音圧レベルとハブ高さの風速の関係を整理し、その関連性（の有無）について考察を行ってください。

○事業者 準備書作成時にはG特性音圧レベルとハブ高さの推定風速について整理し、その関連性を考察するようにいたします。

○顧問 準備書作成時、風力発電機の音響性能について、採用する風力発電機の音響特性として IEC 61400 に基づく A 特性音圧の FFT 分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の算定と評価を行うこと。さらに、風車騒音の Swish 音に関する特性評価を示すこと。

○事業者 現時点では機種未定ですが、準備書段階で採用する風力発電機が確定した場合、風力発電機の音響特性の開示に努めます。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486